

食安輸発第 0725004 号
平成 18 年 7 月 25 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

ニトロフラン類に係る検査命令の実施について

食品衛生法第 26 条第 3 項の規定に基づき、インド産養殖えび及びその加工品、台湾産養殖鰻及びその加工品、中国産鰻及びその加工品、ベトナム産養殖鰻及びその加工品並びに中国産養殖フグを対象として、昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号「食品、添加物等の規格基準」のニトロフラン類試験法（以下「告示法」という。）により、ニトロフラン類（3-アミノ-2-オキサゾリドン）に係る検査命令を実施しているところです。

今般、3-アミノ-2-オキサゾリドンに係る検査命令において、告示法の分析対象である他の 3 代謝物が検出された場合の対応について、別添のとおり食品衛生登録検査機関協会あて依頼したので、登録検査機関又は輸入者から報告があった場合には、食品衛生法第 11 条第 2 項違反として適切に措置されるようお願いいたします。